

旭川医科大学保健管理センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学保健管理センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学保健管理センター運営委員会規程（平成16年旭医大達第14号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条・第2条（略） （構成） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 （1）センター長 （2）センター専任教員 （3）医師（内科系医師及び外科系医師それぞれ1人を含む。） 3人 （4）教務・厚生委員会委員のうちから 2人 （5）病院運営委員会委員（診療科長）のうちから 1人 （6） <u>事務局次長（総務・教務担当）</u> 2（略） 第4条～第9条（略）  <u>附 則</u>	第1条・第2条（略） （構成） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 （1）センター長 （2）センター専任教員 （3）医師（内科系医師及び外科系医師それぞれ1人を含む。） 3人 （4）教務・厚生委員会委員のうちから 2人 （5）病院運営委員会委員（診療科長）のうちから 1人 （6） <u>教務部長</u> 2（略） 第4条～第9条（略）

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第6号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。